

令和2年6月11日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	壇	公彦
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
書記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
企業誘致課長	仁賀木 大 助
新庁舎建設課長	石 川 幸 一
税 務 課 長	丸 山 隆
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	橋 本 秀 樹
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
子育て支援課長	平 島 英 敏
健康推進課長	坂 田 智 子
介護長寿課長	橋 本 妙 子
農業振興課長	松 藤 洋 治
林業振興課長	若 杉 信 嘉
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	原 寿 之
学校教育課長	郷 田 純 一
文化振興課長	久 間 政 幸

監査事務局長	金 納 恵 理
農業委員会事務局長	( 松 藤 洋 治 )
立 花 支 所 長	中 島 強
上 陽 支 所 長	大 坪 公 治
星 野 支 所 長	向 智 宏

## 議事日程第5号

令和2年6月11日（木） 開議 午前10時

### 日 程

#### 第1 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

#### 第2 議案上程・説明

#### 第3 議案審議

- ・質 疑
- ・討 論
- ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 議案審議

報告第3号 八女市土地開発公社の令和元年度決算及び令和2年度事業計画の報告について

報告第4号 令和元年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和元年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

議案第48号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 八女市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 八女市立花農産物等直売所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 財産の取得について

議案第53号 訴えの提起について

議案第54号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和2年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）

#### 第2 議案上程・説明

#### 第3 議案審議

議案第57号 監査委員の選任について

議案第58号～第81号 農業委員会委員の任命について（24件）

議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の本会議、またよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。

当初議案の追加資料、追加議案及び資料、議員提出議案、提案理由書をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程に先立ち、健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○健康推進課長（坂田智子君）

おはようございます。貴重なお時間をいただきまして大変申し訳ございませんが、昨日の高山正信議員の一般質問に対する私の説明が不足していたしましたので、改めて説明させていただきます。

昨日、答弁いたしました平成30年度の八女市のがん検診の受診率の数値につきましては、40歳から69歳までを対象としたがん検診受診率でした。県内市町村を比較するために福岡県が作成した一覧表に基づき答弁したものです。

40歳以上の八女市全体のがん検診受診率といたしましては、平成30年度は胃がん検診9.4%、肺がん検診16.4%、大腸がん検診13.6%でございます。

よろしくお願ひいたします。（217ページを訂正）

○議長（角田恵一君）

ただいまの発言の訂正については、会議規則第62条の規定により議長においてこれを許可いたします。

日程第1 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第3号 八女市土地開発公社の令和元年度決算及び令和2年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人は毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第4号 令和元年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第5号 令和元年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第48号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○17番（森 茂生君）**

二、三質問をしますけれども、この説明資料によりますと、大きく2点あるということで、1点目は未婚のひとり親に対する税制上の措置、これは全く問題ないと私は思います。

2点目についてですけれども、コロナ感染症に対する法律の改正ということですから、第3条関係の附則第10条（読替規定）というところで、一定の収入が減少した中小企業者に令和3年度課税の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の2分の1、またはゼロとするということになっておりますけれども、2分の1、またはゼロということで、恐らく所得の減少によって違うんだろうと思いますけれども、こちら辺のところの説明をお願いいたします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

中小事業者等の支援の関係でございます。この収入の部分につきましては、前年の2月から10月まで、それから今年の2月から10月までの同期間の3か月間を比較して30%から50%収入減をした場合については2分の1軽減、収入が50%以上減少した場合についてはゼロとするということでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

いつもこれ言っていますけれども、当然、申請主義だろうと思います。申請がなければなかったものとして課税が行われるということだろうと思いますけれども、この申請をきちっと周知しないことには、幾らこういうのをつくってもあまり意味がなさないというか——失礼、意味がなさないではなく、これはきちっと周知して申請があって初めてこの条例が生きてくるものだろうと思います。周知の方法はどのようにされるのか、改めてお願いします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

周知の方法でございますけれども、広報であったりホームページということについては当然でございます、あとは収入の減少という意味で関係機関との連携ということも含めてしっかり考えていきたいと。

やはり、まずこういった制度があるということを知っていただくということが非常に大事だろうと思っておりますので、そういったところに力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ある人から国保に関してですけれども、ほとんど周知されていない、よその市町村はばつと目立つところに国保の減免が出ている、八女市を幾ら見るけれども出ていないという指摘を受けました。

それで、当然、インターネットが1つの今は大きなウエートを占めますので、あのホームページを何度もクリックしてようやくたどり着くんじゃなくして、こういう大きいものは、直接市民に影響を与えるものについては、はっきり誰が見ても分かるようなところにきちっと表示をしないとだめだろうと私は思います。

それで、ぜひこのインターネット1つにとっても、もう少し小さくじゃなく、どんとよその例がいっぱいありますので、そこをまねてもらって、ぜひ大きくこれに限らず、ほかのもまだいっぱいありますので、特に市でとにかく問い合わせをしてくださいということで、ぜひやっていただきたい。周知の方法、インターネット、どのようにされるか、お尋ねしておき

ます。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ホームページ等でお知らせをしてもなかなか分かりづらいということでは、なかなか周知につながらないと思いますので、できるだけ住民の方、事業者の方の目につくと申しませうか、そういった形で研究をしながら対応していきたいと思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

確認の意味ですけれども、当然、こういう場合、減収しますよね。そうした場合、これに限らずですけれども、減収した分は国がもってくると理解してよろしいのでしょうか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、この減収分については全額国費で負担をするということになっております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

だからこそ余計にやっぱり周知して、漏れなく適用させていただきたいと思います。

次の2点目ですけれども、附則第24条、徴収猶予に関する交付の問題ですけれども、これは20%以上減収した場合に無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けるということで、1年間は徴収猶予を認めるということですが、前年比20%、徴収猶予ということですので、1年間猶予する、延滞金はつかない、しかし来年度は払わにゃいかんわけですよね、これ先送りしただけですので。来年度になると、またこれが滞納が増えはしないかという心配が逆に出てくるわけですが、そこら辺はどのように対応されるのか、お尋ねしておきます。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今回のコロナウイルス対策での徴収猶予については、今年の2月末から来年の1月末までに納期を迎える分について徴収猶予の対象ということになります。

今、議員おっしゃったように、その次の年、まだ収入が少ないということで、納税が非常に困難であるということに対しましては、このコロナウイルスでの徴収猶予は今の段階では該当しないと思いますが、従来、猶予制度というのがございますので、そういったものを活用しながら対応はしていきたいと考えております。

以上です。



○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

当然、これもいわゆる申請しなければならないだろうと思います。申請用紙はできておりますか。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この申請様式につきましては、国からもお示しもされておりますので、それを参考にして、八女市のバージョンという形で申請書は作成をしておるところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ここに国が示している申請用紙のひな型がありますけれども、とてもじゃないけれども複雑です。納付すべき税額とか、収入減少の状況、収入、支出、もろもろ書いて、当面の運転資金の状況、現金は幾らあるのか、預貯金は幾らあるのか、納付可能額は幾らか云々、ずらずらと出てくるわけです。そして、こうなっています。事業資金、生活費などを超える金額、現金、預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については納付可能として納期までに納付していただく必要がありますとあって、徴収猶予をしょつとに、ちょっとこれはお金があるやないか、これは期限までに納めろということを書いてあるんですよ。申請いただいた内容の審査に当たり、職員が電話で内容を確認する云々とか出てくるわけです。とても20%減収して、これ徴収猶予ですので1年間先送りするだけの話です。それをこのように調べて、現金は幾らか、預貯金は幾らか、このようにするなら恐らく嫌気が差して、もうよかですと、私はなるような気がするわけです。

これはひな型ですので、せめてもう少し分かりやすくこのひな形を変えんと、こういうことを書くなら、いきなり、こう言っちゃなんですけどげっそりして、私なんかはもうよかですと、帰るような気がします。

ですから、ようやく窓口に来られて申請用紙を受け取りに来られたら、もう少し対応ももちろんですけども、この申請用紙ももう少し丁寧なものをつくっていただかないことには、せつかく来ていただいても帰る率が私は高いと思います。

この点について、このとおりつくられるのか、もう少しさっくり要らん部分は削って、誰でもが申請しやすいようなのにつくり替えていただきたい。この点について、最後にお伺いします。

○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、結構複雑で嫌気が差されるということも十分考えられるよ

うな様式ではございました。私どもとしましては、納税相談に来ていただきましたら、その部分については一緒にまず御相談を受けながら、その書き方等もしっかり指導をして、この徴収猶予につなげていく取組をしていきたいと思っております。

様式については、基本的に国からの指導のもとに示された様式でございますので、一部は変更をしておるところでございますけれども、具体的な内容については大まか国どおりの様式という形で考えているところでございますが、納税者の方についてはしっかりと丁寧な説明をして、こちらからも書き方の指導等も含めて行ってまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 八女市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。  
議案第50号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

今回の改正は、医療分の賦課限度額を610千円から630千円、医療分の賦課限度額が160千円から170千円、5割軽減分の所得の上限を280千円から5千円上げて285千円、2割軽減を510千円から520千円に引き上げるということでよかったですかね。  
それで、これによって具体的にどのような世帯、例えば何世帯に影響が出てどのような負担が増える、あるいは負担が減るという試算はできていたらお知らせいただきたいと思えます。

○健康推進課長（坂田智子君）

お答えいたします。  
まず、限度額引上げということでございますが、こちらにつきましては医療分については305世帯、それから介護分については197世帯ということで影響が出てきてまして、金額としましては5,160千円程度の調定の増という形に、市の収入増という形になります。  
それから、軽減判定の所得引上げにつきましては42世帯1,330千円の調定減という見込み、今現在のところなっておりますのでございます。  
以上です。

○17番（森 茂生君）

結局、要するにプラスマイナスすれば3,830千円のいわゆる増税ですよ、これ。ちょっと気になるのが、例年ならともかく、このような時期に引上げというのは、引下げなら私は理解しますけれども、このような時期のときに引上げというのは、非常に私はこれ疑問があるんですけども、これはいつ提案が国のほうからこのように、これは恐らく国のとおりに

引上げ、引下げ、やっていたらっしゃるかと思います。国のほうからこういうのはいつ示されたんでしょうか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

地方税法施行令の改正につきましては、本年3月31日に公布されております。それに基づいての今回の提案ということになります。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

実は、この引上げは社会保障審議会医療保険部会によって去年の10月31日にこれとそっくりそのままが可決され答申されております。その時期は、全くコロナの影響はなかった時期ですよ。それで、私はこれは国自身が撤回すべき問題だったと思いますけれども、その時期なら例年どおりとか理解できないこともないんですけども、この時期にこのような引上げというのは、国自身もおかしいと思いますし、八女市ではそういう論議があったのかどうか、このような時期はまずいんじゃないか、そのような論議があったのかどうか、お尋ねします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

地方税法改正に伴い、今回、うちの条例のほうも改正をお願いしております、やはり今の現状としては非常に厳しい状態があるということではございますが、一方では、減免という措置が今回、国のほうからも示されておりますので、所得の激減、減少が見られる世帯については、そういった減免の御案内をさせていただいて対応したいと考えているところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

今のやり方は市民にとってほとんどいいところもあれば、悪いところもセットで出てくるから非常にやりにくい部分もありますけれども、とどのつまりプラスマイナスすれば増税なんですよね。

国保運営協議会において、提案理由書で市長が運営協議会の諮問、5月11日に答申を受けましたと言われておりますけれども、その国保の運営協議会、どういう話があったのか、今はこの時期だからという話があったのか、それとも何もなかったのか。運営協議会のどういう論議があったのか、お尋ねします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

国保運営協議会の中では、今回の提案の内容を御説明して、状況としましては、先ほど言いましたように、減免の措置も考えているということでは御説明をしながら、特に論議としてはございませんでした。

**○17番（森 茂生君）**

私は、こういうことをすれば、滞納が極端に来年度増えるような気がします。その点の対策なり見込みなり、そういうのは論議されたのかどうかをお伺いします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

やはり今回、7月に納付書を発送しますが、その際に減免の御案内も1軒ずつチラシというか、御案内文を入れていく予定ですので、そういった滞納になるべくならないようなところでこちらからも窓口でとか問い合わせに対して案内をしていきたいと考えております。

**○17番（森 茂生君）**

私は、来年は極端に大きな滞納が起きるような気がしてならないわけです。

ここに令和元年度の資格証明書の件数がありますけれども、大川が43件、筑後市は33件、朝倉が99件ですけれども、八女市は資格証明書の発行が131件です。極端に近隣と比べて資格証明書が多いわけです。払うことができませんので、それに代わる証明書を発行する、それに基づいて受診すれば、10割負担しなければならないというものですけれども。

また、平成30年度の差押えですけれども、大川が80件、筑後が34件、朝倉が135件、柳川が76件ですけれども、八女市は355件で極端に多いです。これは国保だけではありませんけれども、延べ差押え件数です。こういう状況ですので、来年度はまさに増えるわけです。こういうことをやっていただきたいくないんですよ。

それで、先ほど言いますように、滞納はセットですので、そこをよっぽど周知しないと、また大きな問題が起きてくる、それで周知の仕方をやる言っておりますけれども、インターネットで先ほど言いますように、まだ載っていないですよ。よその地区は国保税に関して私が見てみましたけれども、全てではありませんけれども、ばつと載っています。いち早く減免のほうは税務課とも協議して、きちっと周知をやっていただきたい。まずそのことを申し上げておきます。いかがされますか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

周知の方法としましては、先ほど申しましたように、個別にそれぞれ納付書をお送りするときに減免の制度等がありますということではしていきたいと考えております。

それから、減免の制度につきましても、国からの補助があるということで、今現在、国の取扱いもちょっと微妙にいろんなケースの例とかもございますので、そこを精査して今、減免の制度を作成しているところですので、でき次第、おっしゃられるようにホームページ等で分かりやすく公表をしていきたいと考えております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

1つ、この政令等の施行に伴いという、この具体的なその政令の中身、これについてちょっとお尋ねいたします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

政令につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令ということで、今年の3月31日に施行をされているもので、その中で、今回、市の税条例のほうの改正をしていますように、それぞれの金額を改めていくという表記が載っております。

**○8番（高橋信広君）**

この施行に伴いというのは、これは数年続いている。昨年もしか改正されたと思うんですけど、この理由がいま一つ分からないんですけど、今年の大きな理由は何ですか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

今回の制度変更につきましては、所得の多いところの方についての課税限度額を引上げ、それから中間所得層の被保険者の負担を減らすという形と大きく2つの改正となっております。

**○8番（高橋信広君）**

それはよく分かるんですが、ここ数年、そのバランスを修正していこうというのは、よく意図は分かります。

ただ、片一方では、やっぱり所得の高い方はどんどん上がってきているんですね。高額な方についてはあまり影響ないかもしれませんが、その下のほうって結構厳しくなっていくのかなど。このバランスを取るというのは、これは国に聞かないと分かりませんが、これからも続くという見通しですか。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

やはりおっしゃられるように、国で決められて、それぞれの経済情勢と所得の状況等を踏まえてされていくことと思いますので、ただ、今現在のコロナの状況等もあるということを経験しますと、やはりそういったところに配慮した形での今後の改正等は行われていくものだと思います。

**○8番（高橋信広君）**

今、福岡県の中で、当然、これはほかの自治体のほうも同じようにやられているんですけど、今現状、福岡県のまだ統一がされていないので、そういう意味では、八女市の割高感というか、この辺の位置づけとしてはどういうところに、福岡県内ではどういう位置づけにあるか、お聞かせください。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

ちょっと県内の資料を今、持ってはきておりませんが、県南のほうのところと比較していきますと、八女市の保険税率としては低いところに位置をしている状況です。

**○8番（高橋信広君）**

もう一つ、この国保税、福岡県と今のところ共同ということになっていますが、一番のポ

イントは、最終的には福岡県統一の税率にするというのが大きな、我々も期待しているんですが、これについての議論が進んでいるのか、あるいは目標がいつまでにはやるというのができたのか、これについてお聞かせください。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

保険税率の統一ということは、今、論議等をしてあるところですが、ちょっと目標の年度としては、明確にはまだ示されていないところでございます。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

議案第50号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

本改正案によれば、課税限度額引上げにより27世帯で5,160千円の負担が増え、軽減判定所得引上げで42世帯、1,330千円の負担が軽減されると見込まれております。

結局、プラスマイナスすれば、全体で3,830千円の増税になり、さらに問題なのは、所得の一番低い層の7割軽減について何ら考慮されておられません。

国保税は、住民税などと違い、所得などの能力に応じて負担するだけではなく、1世帯ごとに負担する平等割額、世帯の人数に対して負担する均等割額など、3つの要件を組み合わせで税額を算出します。そのため、所得が少なくても大きな負担をしなければなりません。子どもが1人増えれば40,300円が自動的に負担増になります。まさに昔の人頭税であります。

ある文献によれば、所得などの状況に関わらず一律に課税することは、極めて逆進性であります。収入もない人から徴収することは現実的ではなく、現代の政府は多かれ少なかれ再配備政策を取っており、こうした制度を取っている国はないというふうに書いてあります。

しかし、国保税については、この極めて逆進的な制度が一部残っているわけでありまして。

全国知事会や全国市長会も、こぞって国に対して国保税軽減のために均等割を廃止し、地

方へ1兆円の財政支援を行うことを要望しております。いわば国民挙げて均等割を見直し、高過ぎる国保税を引き下げてくださいというのが、今日、日本の国民の切実な生の声であります。

今回の条例改正の発端は、昨年10月31日の社会保障審議会医療部会において決められ、答申されたものと理解しております。そのときには、まだコロナの影響がなかった時期であり、例年であればともかく、現状の日本の状況を考慮するならば、国は今回の改正を白紙撤回すべきだったと私は思っております。

最後に市長に述べますけれども、国言いなりの国保行政を改めて、市条例による減免制度を充実させ、全国知事会や全国市長会が要望しております均等割見直しと財政支援を国に強く要望するとともに、一般会計からの繰入れを大幅に増やし、高過ぎる国民健康保険税を大幅に引き下げるよう求め、私の反対討論とします。議員の皆さん方の御賛同をよろしく願います。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 八女市立花農産物等直売所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）



討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○3番（青木 勉君）**

本案については、3月定例議会の一般会計予算の中で財産管理費ということで計上され、議決した案件ではございますけれども、確認の意味でお尋ねを二、三点したいと思います。

この買収用地18筆、この用地、場所の選考理由、それと駐車場ということですが、どのような形で駐車場としてされるのかをお尋ねします。よろしくお願いします。

**○財政課長（田中和己君）**

お答え申し上げます。

今回、この用地を取得する経緯としましては、これまで過去も数年にわたって駐車場用地としてお借りをしてきたということもございまして、これまでも慢性的な本庁の駐車場不足ということもございましたので購入させていただいて、市民向けの駐車場として整備をしたいということで購入することになっております。

以上です。

**○3番（青木 勉君）**

今、理由については分かりましたけれども、この用地、地目が宅地が1筆、それから田が1筆、それから雑種地が16筆となっています。それで、単価につきましては、1平方メートル当たり22,850円、坪単価としまして75,405円、同単価となっていますけれども、単価の決定根拠があったらちょっと教えてください。よろしくお願いします。

**○財政課長（田中和己君）**

今回、この用地の取得の価格につきましては、不動産鑑定士の方の鑑定価格と地価の公示価格等を参考に、また現地周辺での土地の売買の取引等を参考に、坪単価で申し上げますと、およそ75,500円程度で推計をしまして、その後、交渉を行った結果、今回の売買価格ということで地権者の方の了解を得まして、今回、契約をさせていただく運びとなっております。

以上です。

**○3番（青木 勉君）**

今の答弁を聞きますと、現在の価格からすれば若干安く買い上げたということで理解しましたけれども、この仮契約書の中で、第5条、売買物件に係る租税公課などの納付及び納入

は、移転登記完了の属するまでに賦課することになっておるといことになっておりますけれども、今回、全筆で163,750千円、相当な額になっております。

そういう関係で、これは公共用地ということで思っておりますけれども、公共用地では土地収用法で50,000千円、それから土地公拡法で30,000千円のたしか特例措置があると思っておりますけれども、これは対象となるのでしょうか、お伺いします。

**○財政課長（田中和己君）**

これまでこの取得に係る課税の制度につきましては、久留米の税務署のほうにも出向きまして御確認をさせていただいておりますが、相手方の地権者の方が不動産業を営んでおられまして、今回、その収用法とか公拡法には該当しないということで伺っておりましたので、その旨、相手方の地権者の方にもお伝えをしまして、御説明して理解をいただいているところでございます。

**○3番（青木 勉君）**

かなりの額ということで、ただ、地権者の方が了解されているということであれば、それでいいと思います。

それでは最後ですけれども、この買収面積が7,166.71平方メートル、坪でいいますと2,177坪、これは結構面積ありますけれども、これは駐車スペースで大体どのくらい想定をされてあるのか、それから、また今後足りなくなって追加とか、そういう買収計画ももしあるならば、教えていただきたいと思います。

**○財政課長（田中和己君）**

今回の取得用地としましての駐車の数台数は約230台程度を見込んでおられまして、その周辺に約1,000平米程度のまた別の地権者の方の土地もお借りして駐車をしているような状況もございまして、その方とはちょっとまた再度、改めて売買の意欲があるかどうかだけは確認はさせていただきたいとは思っておりますが、なぜかといいますと、その方の土地が今回の整備に当たってちょっと袋地になりますので、そういったこともございまして、できれば低価格でお譲りいただけないかという交渉は行いたいとは思っておりますが、まだ全然見込みは立っておりません。

**○17番（森 茂生君）**

1点だけお尋ねします。

5月24日の全協の折に説明資料の中に、今後、不要不急事業の見直しを行い、予算の組替えを実施する予定と言われておりますけれども、この160,000千円、かなり大きな金額ですよ。これはその不要不急のあれに入らなかったんですか、お尋ねします。

**○財政課長（田中和己君）**

今回の用地取得につきましては、不要不急にならないかというお尋ねなんですが、これま

ですと本庁に慢性的な駐車場不足で市民の方々をはじめ、皆さんに駐車スペースがないということでお話をいただいたケースがかなりございましたので、そういったこともありましたので、駐車場をできるだけ確保させていただいて、市民の方々に御迷惑をかけないようにしたいということもありますので、今回はその不要不急の事業としては該当しないというか、そういったことで購入させていただきたいと思っていますので、御理解をよろしく願います。

**○17番（森 茂生君）**

今までもお借りして駐車スペースはあったんでしょう。わざわざ買わなくても、当面はここに駐車スペースは確保できるんじゃないかなと私は思うわけです。

それから、今の話では、またどこかを買うようなお話ですけれども、それこそこういう時期ですので、またこれは大きな金額になる可能性があると思います。やっぱり今はちょっと熟慮する時期ではないのですかね。そこら辺、どう考えてあるのか。不要不急の事業に、そしたら逆に言ってどのような事業が不要不急の事業なんですか。

**○財政課長（田中和己君）**

財政課としまして考えておりますのは、不要不急事業ということでこれまで様々なイベント等がコロナの関係で中止せざるを得なくなったりしてございますので、そういった関係の事業費について今後、整理をさせていただくということで考えておりますので、御理解をよろしく願います。

**○9番（石橋義博君）**

お尋ねいたします。

新庁舎建設において、幾つかの候補地の中から選択されて、ベストチョイスされたと思っております。

新庁舎の場所として決まったわけですから、その後、次々と新庁舎周辺の買収も含めて、決め手とした説明等、私はこういう次から次にやられると整合性が整わないんじゃないかと、もっとほかの場所でもよかったんじゃないかと思うわけでございます。

と同時に、坪75千円の駐車場を私は高いと思うわけですね。ベストチョイスした割にはあまりいい条件に整っていなかったということを露呈したと思わざるを得ません。駐車場不足においては立体駐車場を含めて対策はあったかと思えますけれども、その点、いかがでしょうか。

**○財政課長（田中和己君）**

先ほどちょっと御説明申し上げましたが、この用地価格については坪単価75千円程度で購入させていただくような形に結果的にりましたが、周辺の例えば住宅分譲地とか、そこら辺の最近の売買価格の実績を申し上げますと、およそ坪単価で100千円から115千円程度で

周辺は取引をされておりますので、今回の駐車場用地ではございますけど、その価格と比較するとかなり安価で購入させていただいているということもございますので、どうぞよろしくをお願いします。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

新庁舎建設の観点で立体駐車場の話がございましたけれども、立体駐車場の建設に当たっては、やはり立体駐車場も規模にもよりますが、工事費、それとその後のメンテナンス、維持費、それとやはり高齢者等に大変優しくないといえますか、どうしても上り下りがあるって、大変利用しづらいという点もございます。

それと、これは今回は新庁舎の建設と直接関わったわけでございませぬけれども、ただ工事期間中の駐車場としても大変有意義な場所と思っております。やはり、立体駐車場に関してもそれなりの費用、そしてその後のメンテナンス、維持管理、いろいろその点考えますと、こういうふうな用地がありますことは大変平場での駐車場ということで利用価値は高いと思っております。

以上です。

**○9番（石橋義博君）**

じゃ、そう言われるならば、比較して、費用としてどれぐらい、どう違うのか、それをお聞きしたいと思います。立体駐車場と買った場合、75千円、そう言われるならですよ。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

今回の購入に関しまして、立体駐車場と平場の駐車場とを比較検討したわけではございませぬ。

立体駐車場をつくるに当たっては、そういうふうないろんな費用とか、その後のメンテナンス、また使い勝手とか、そういうことを考えますと、立体駐車場にはそれなりのリスクがあるということを申したということです。

**○9番（石橋義博君）**

リスクの問題ですね。お金は調査されとらんということですね。

そう言ってもらわんと、何かあたかも勘違いされる市民の方もおられますから。やっぱり私はできるだけ市民に負担のかからないように、新庁舎だけでも六十数億円かかりますから、できるだけ無駄のないように、市民に負担のかからないようにということで質問をしているわけでございます。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

最初にお尋ねしますけど、この新庁舎の問題と駐車場の分というのは、切り離して考えてよろしいんでしょうか。

**○企画部長（石井稔郎君）**

今回、提案してお願いしておるものは、もともと平成23年時分から本庁が慢性的に駐車場が不足しておったということで借り受けておったわけですね。それで、ずっと借り受けておったわけなんですけど、今回、この先方とのその交渉の経緯の中で、これを買収していくということ、これは3月議会の中でお諮りをして御承認いただいたと思いますが、その流れの中でございまして、これが直接的にその新庁舎と絡むということで今回提案したわけではなくて、繰り返しになりますが、従前からあった今の本庁の駐車場が慢性的に不足をしておったというのが、平成23年時分にあったことについての、今回はその流れの中での買収ということでございます。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

230台ぐらいは駐車できるということですけど、この230台、基本的に住民の方がお見えになったら、まず庁舎の周り、それと北側のほうで、公用車とかいろいろ駐車されています。この230台は基本的にどういう車を駐車しようとしているのか、詳細が分かればお願いしたいと思います。

**○財政課長（田中和己君）**

御説明申し上げます。

現在、本庁敷地内に駐車できるスペースがおよそ190台ほどございます。そのうち、公用車を約40台程度駐車しておりますので、150台程度になるのかなということで考えておまして、その他、今度の取得予定用地の駐車場としましては、市民の方と、あとは公園利用者とかも活用なさると思いますので、市民向けの駐車場として御活用いただきたいということで考えております。

**○16番（三角真弓君）**

そしたら、その230台には職員の方の駐車場のスペースもあるんでしょうか。

**○人事課長（牛島新五君）**

お答えいたします。

職員の駐車スペースにつきましては、現在、4か所に分散して駐車をさせているところですが、この清水町駐車場においても、一部、職員に駐車をさせているところでございます。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

最後になりますけれども、その4か所の駐車場、それと今回の新たな駐車場ということで、職員の方の駐車スペースを確保されると思うんですけど、これだけの金額の予算がついてお

ります。私たち議員もそうですけど、基本的に職員、議員、会計年度職員に当たりましては、今後、せめて1千円か2千円か、金額はこちらからは提示できませんけれども、それぐらいのやっぱり駐車場の料金を、今後徴収をしていくということで、やはり穴埋めをやっていかないと、財政は厳しくなりますので、今後、そのような御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（角田恵一君）**

答弁は要りますか。（「お願ひします」と呼ぶ者あり）

**○人事課長（牛島新五君）**

職員の駐車場に対する有料化の件ですけれども、これは過去も内部で議論をした経過がございます。当然、お金を取るということになりますと、通勤用の車両を駐車するための使用料ということで、公有財産の目的外利用という形でのことになろうかと思ひます。

そういう形で考えますと、この本庁に限らず、各支所、あるいは市立の小中学校、そういったところも含めたところで検討しなければならないと考えております。現に久留米市などはそういったところも含めたところで料金を徴収しているというところもございます。

そういったところも含めて、平成29年に検討したんですけれども、そのときにはちょっと全体的に難しきろうという形になっております。また今後、そのあたりの議論の必要性などがございましたら、また検討していきたいと考えておるところです。

以上です。

**○12番（服部良一君）**

私、1点だけ質問させていただきます。

今、企画部長のほうから新庁舎との関連性はないという答弁をしていただきましたけれども、一般市民の目線から申しますと、どうしても新庁舎との関連性はそういうふうに見えてしまうというのが本当の話じゃないかと思ひます。

新庁舎の賛成、反対はまた別個として、今回のコロナのこういう御時世の中で、一旦、見送ったほうがいいんじゃないかという議論はなかったのか。それでもあえて、今回じゃないといけないという時期だったのか、そこがちょっと私は気になるところです。駐車場がないというのは、もう前々から分かっていることですので、それはもう要るのには要ると思ひますけど、今までがこれで動いてきているんですから、この御時世の中で本当にこの160,000千円出さなければならなかったのかという問題です。御答弁をお願いします。

**○財政課長（田中和己君）**

今回の取得予定地につきましては、企画部長のほうからも御答弁させていただいたところですけど、ここは平成23年ぐらいからずっと駐車場用地としてお借りしている経過もございまして、今の地権者の方との交渉につきましては、お借りする段階から、できれば購入をし

ていただきたいというお話もございましたので、今回、改めて契約に結びついたことでもございまして、最大限こちらの不要不急の事業ということでは検討はしておりませんが、相手方の地権者の方のほうとのお話合いの中で今回、購入をさせていただくようになりましたので、今回はそのようなことで御理解をいただきたいと考えております。

**○12番（服部良一君）**

質問を返さないつもりでしたが、それは地権者との話合いしかしておられんとでしょう。向こうはもう買うてほしかけん言いよる人も中にはいるんじゃないですか。じゃなくて私が心配したのは、一般市民の方がそういう目線で見られたときに、こんな御時世のときにそげんして買わにゃんとかいと言う人たちがあった場合が困るということば言いよるんです。だから、そういうところの会議などはされたんですかということです。地権者の人たちじゃなくて、執行部の中で、この御時世でというのは誰も意見は出されなかったんですか。私はそこば心配しよります。

**○財政課長（田中和己君）**

今回の駐車場用地としては、本当これまでも市民の方々をはじめ、来庁者の方々にはずっと慢性的な駐車場不足で御迷惑をかけてきておりますので、今回のタイミングを逃すとそういった対応ができないということの判断で、今回は不要不急の事業としての見直しについては検討はしておりませんので、どうぞよろしく申し上げます。

**○10番（牛島孝之君）**

お聞きします。

駐車場を何か所か確保しているということを言われました。

その中に当然、民地があるはずです。全部公有地じゃないはずです。今は民地で今度のは公有地として購入されますけれども、民地は何か所ですか。公有地が何か所で、現在、民地が何か所か分かりますか。

**○人事課長（牛島新五君）**

今、お尋ねは、職員が駐車する駐車場のことだと思いますけれども、4か所のうち1か所、以前、さかえ幼稚園があったところの向かい側に千成屋という酒屋さんがありましたが、その跡地を借地として利用しているところでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今度の議案で駐車場購入ということで出ております。

やっぱり職員の駐車場を確保するのは行政の役目であると思います。金額云々というのは、ちゃんとした不動産鑑定士が入られたという説明ですので、やっぱりもう一つの民有地も、本来言うなら行政として相談ができれば、きちっとやはり駐車場、職員の駐車場にお

いては当然、行政のトップである市長が駐車場までを含めて確保するというのが本筋と思います。ぜひそういう交渉も今後、もしできるようであればお願いを申し上げますが、いかがでしょうか。

**○市長（三田村統之君）**

お答えしますけれども、この用地の買収に限らず、今、12番の服部議員からも御質問が来ましたけれども、コロナの厳しいこういう環境の中でというお話も当然、市民の皆さん方の中に声があるだろうということは推測をしております。

しかし、我々は現状の課題を解決していく、できるだけスピーディーに、そして市民の皆さん方の期待に応えられるような、要望に応えられるような対応をしていくことが半分、それと、20年、30年、50年後の八女市をどうしていくのか、こういうことを基本に考えなければならぬことが半分あるんです。

ですから、大げさんなんですけれども、今度の駐車場は決して一時的に駐車場に使うために買うということがもう当然のことですけれども、将来何が公有地として必要になるのかというのは分かりません。まだまだやらなきゃならんことはたくさんございます。

そういうことを考えてみますと、やはりこの土地というのは極めて重要でございまして、そういうことも含めて議論をしながら、今回の議員皆様方への御提案をさせていただいているところでございますので、御理解をいただいて、そして職員の皆さんにもそれなりの対応がきちっとできるように、市民の皆さん方にも100%はいかなくても、対応が、お応えができるように努力をしていきたいと考えております。

**○10番（牛島孝之君）**

それこそ庁舎問題については、ちょっと市長と私は意見が違いますけれども、やはり職員の駐車場においては、行政としてきちっと確保するということが必要だと思っておりますので、ただいまの市長の答弁、確保するという言葉をいただきましたので、これで終わります。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

**○17番（森 茂生君）**

私は議案第52号 財産の取得について、反対の立場で討論を行います。



先ほど市長は20年後、30年後、50年後、将来と言われましたけれども、今の状況は今日、明日の問題であります。

このコロナの厳しい時期に、せめてここ一、二年、何とかしのがなければならない時期にそれすら我慢ができないというのは、私は納得できません。この時期にこのような大きな金額を支出するのは反対でございます。

以上、反対討論を行います。

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第53号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○21番（松崎辰義君）**

内容を見てもみますと、貸付金の請求事件ということで、貸付金といいますと、多分、同和住宅の貸付事業のことだろうとは思いますが、これを読んだだけでは、A、B、C、Dのどのような形で請求をされるのか、内容がよく分からないんですね。それについて説明をお願いしたいと思います。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（橋本秀樹君）**

御説明させていただきます。

本貸付けはお一人の方に貸し付けたものでございまして、宅地の取得資金に4,000千円、それから、新築資金に4,100千円、昭和60年に貸し付けたものでございます。この分の滞納金額が、土地取得資金は4,635,279円、新築資金につきましては4,751,394円となっております。

お亡くなりになられておりますので、この被告A、B、C、Dはそれぞれ相続人でございます。なおかつAとBは連帯保証人でございます。なので、連帯保証人A、Bに対しては滞納金額全額の9,386,673円及び遅延損害金を支払え、それから、残りのC、Dにつきまして

は、4分の1につき連帯保証人と連帯して支払えという訴えを起こすものでございます。

以上です。

**○21番（松崎辰義君）**

分かりましたけれども、1件の中で4人の相続人がいらっしゃるということですね。そのうちのA、Bが連帯保証人ですから、全ての中にA、Bが出てくるということだろうと思いますし、それでいくと7,539,484円がいわゆる借りた額、その利息も含めると9,386,673円、これをまずは連帯保証人であるAさん、Bさんに返してくれと。それがなかなか、やり方でしょうけれども、4人おられるので、もしできれば4人の方に平等ですと、2番、3番に書いてあるように2,346,667円、それぞれ返してほしいという訴えを起こすということでしょうかね。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（橋本秀樹君）**

説明いたします。

まずは、この債務があるということを裁判所に認めていただく、判決をいただくための訴えの提起でございます。

以上です。

**○21番（松崎辰義君）**

それを裁判所に認めさせるということが、まずの訴えですね。分かりました。

以前に、私もこの住宅新築資金の問題については、法的な立場で訴えを起こすべきじゃないかと、随分今までもたまっていたものですから、そういうことも言ってきましたが、その都度、なかなか訴えても回収できない、例えば、裁判でそれが妥当ということで、返せと言って返せない状況にあるという答弁を以前はいただいて、そういう中で私もそういう状況なら仕方がないのかなと、ここ数年そういうことは申し上げておりませんでしたけれども、ここでこういう訴えをされるということは、この方々には返す能力があると見込んでこういう訴えを起こされるということですね。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（橋本秀樹君）**

そのとおりでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

何度も今までも申し上げましたように、借りたものはきちんと返すというのが基本ですから、そういう部分でこの訴えは当然だと思いますし、ぜひそういう中で進めていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号 令和2年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

農林漁業応援金について、6款1項、2項、3項でお聞きします。

これを見ますと、農業の方がこれでいけば2,170名、漁業の方が5名、林業の方が85名となっております。この収入の内訳ですね、要するに自分は農業しているといっても、市のほうで認めていただければ当然応援金はいただけないと。応援金をもらえる方の定義はどう決めてあるのか、お聞きします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

応援金をもらえる定義につきましては、以前、全協等でお示ししましたように、農業、林業、または漁業を自らが従事しておりまして、今後も継続の意思があること。それから、農業、林業、または漁業により得られた収入で年間の主たる生計を立てていることということで要件等々は定めているところでございます。

○10番（牛島孝之君）

主たる生計というのが非常に難しいと。なぜかという、やはり農家においては兼業農家が多いということで、じゃ、収入のどれだけが農業、あるいは漁業、あるいは林業で上がっているということがないと、仕事はしていますよと言われても、やっぱりその数値を、恐らく執行部のほうで決めてあると思うので、個人さんの年間収入のこれだけを農業、林業、漁業と、漁業といふとなかなか難しいと思いますけれども、それは決まっておるわけでしょう。その説明をお願いします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

議員言われますように、年間の主たる生計という考え方の中で、本来であれば基幹的産業でありますので、その強化を図ることを前提に置き、専業の農家、それから林家、漁業者はもとより、兼業も含めて幅広い交付ができるような形で、年間の得られた収入が50%以上ということで、少し幅を広げて兼業のほうにも交付できるような形で考えているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

兼業農家の場合、農業所得が50%というのはなかなか難しいと思うんですよ。うちもやっておりますけれども、ほぼほぼ10%あるかないかぐらいです。それは執行部のほうで50%と決めてあるのは別に構いません。

それと、いろいろな所得、土地を売ったとか、あるいは年金をもらっているとか、そういうものについてはどのようにお考えでしょうか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えします。

農業の販売で得られる収入と比較するその他の収入としてカウントするものは、営業収入、給与、家賃など、そういう恒常的な収入に対して農業収入、農業で得られた収入を比較します。

なお、その他の収入としてカウントしないものは一時的な収入です。土地の売買、相続、また、公的年金も算定基礎には含まないように考えております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

できれば、今回答いただいたようなことを書面にさせていただかないと、やっぱり聞かれるわけですよね。当然皆さん関心があると思います。当然あしたの新聞にもきちっと載るでしょう。私はもらえるかと聞かれたときに、おたくはこれに該当しますよということをやっぱり各議員が説明しなくちゃいけませんので、できれば今答えられたことを文書にさせていただければ助かりますが、いかがでしょうか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

その点につきましては、今度のがんばるバイ八女農林漁業応援金という形で、給付額1世帯当たり100千円を含めまして、対象者の要件を詳細なところまではなかなかチラシとして出せませんので、より詳しい形では現在作成をしているところでございます。そういった要件を含めて、なるべく分かりやすいようにということでチラシの作成をしているところでございます。

**○10番（牛島孝之君）**

できれば早急にしていいただきたい。当然、今見てある方もおられるだろうし、八女市はこういうものをしていきますよというのが、あしたの新聞記事にきちっと載るはずですよ。読まれた方は、いつももらえるのということと言われると思いますので、ぜひ頑張っていきたいと思います。

市長にちょっとお聞きします。

確かに、いつも市長がおっしゃる、農林業、ここには漁業も入っていますけれども、農林業は特に八女市の基幹産業であると。あくまでもこれは農林業の応援の第1弾、当然まだまだコロナが収束しておりませんので、特に農業については非常に厳しい状態です。価格においてもですね。当然、今後2弾、3弾とお考えになっていると思いますけれども、それについて、よければ一言。

**○市長（三田村統之君）**

お答えします。

議員おっしゃるように、これで農林漁業問題がいい方向に進むかどうかというのは非常に厳しいものがございます。私どもとしては国の第2次補正予算、御承知のとおり、骨格が発表されました。この中に農林業に対する施策というものがかなり入っております。したがって、国の施策を十分検討しながら、どういう面が市として、基礎自治体として支援できるのか、そのことをこれから検討していかなきゃいかんと思っておりますので、これで農林漁業支援が終わったということではございませんし、十分、国、県の事業と連携をしながら進めていければと思っております。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

**○5番（橋本正敏君）**

昨日ちょっと聞き損ねましたので、ここで聞かせてもらいます。

先ほどの牛島議員の質問にちょっと加えて聞かせていただきたいと思えます。

この主たる収入と書いてございますけれども、例えば、旦那さんと奥さんと2人おられて、どっちかが農外、片方が農業、それがほぼ半々と、2人合わせてやっと家計を支えているという状況におきまして、これが例えば、過去3年間で見るとか、昨年だけの所得で見るとかいう考え方、その主たるという数字ですね、それは昨年度だけで見るとか、例えば、3年間の平均とかそういうので見るのか、それはどういう考えでしょうか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えします。

申請時に添付資料として申告書の写しをもって、その内容で主たる生計、先ほどから説明しております50%以上が農業収入で得られたものということを判断します。農産物につきま

しては、気象、もしくは市場価格において収入が左右されますので、仮に先ほど議員がおっしゃいましたとおり50%をぎりぎり下回るという場合については、過去の申告書のほうまで見せていただきまして、総合的に判断させていただきたいと思っております。

以上です。

**○5番（橋本正敏君）**

農業は今言われましたように、気象災害とか、そのときの経済的なもので左右されます。これを単に主たるで、ちょっと低いからもらえないとかもらえるとか、そういうので判断されますと、その一つの家にとっては農業も主たる収入源という家庭がかなりあると思います。どうぞこの辺は考慮されまして、ちょっとぐらいの差でもらえる、もらえないはつけないように、多くの方がこれまでと同じように持続的に農業を経営されますように、どうか考慮されて給付をしていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

**○8番（高橋信広君）**

二、三、ちょっとお聞きします。

まず、歳入の15款2項、1目の303,783千円、地方創生臨時交付金についてですけど、これは第1回目ということで約1兆円とは聞いております。そういう中で、福岡県の市町村が約156億円強の交付限度額となっています。そういう中で獲得していただいたものと推察しますが、これがどういうプロセスで金額が決定したのか。例えば、4億円ぐらいを申請されて結果的にこうなったのか。この辺のプロセスについてお聞かせ願います。

**○財政課長（田中和己君）**

お答え申し上げます。

今回の国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金につきましては、国のほうから示されておりますのは、まず人口ですね、あと感染者の状況等によって交付決定をされておりまして、申請に基づいた交付ではございませんで、国からの決定に基づいて交付を受けているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、八女市のほうから申請してということじゃなくて、向こうから来たということで理解していいんですね。分かりました。

それと、これは今言いました市町村の単位が156億円強なんですけど、都道府県分として約136億円ほどあります。これは、この予算の中にどう反映しているのか、これについてお聞かせください。

**○財政課長（田中和己君）**

今の御質問は、地方自治体として県と市町村との割合はどうなっているのかというお尋ねでよろしいでしょうか。

**○8番（高橋信広君）**

いや、この交付金が市町村分と、それから都道府県分とに分かれていますよね。市町村分は先ほどおっしゃったことだと思いますが、都道府県分は県に行くけど、県から八女市に対してどういう数字で反映されているのか、どこにあるのかということをお聞きします。

**○財政課長（田中和己君）**

今回の交付割合につきましては、基本的に国から示されておりますのは、市町村分が50%、都道府県が50%ということで交付割合が決定されておまして、そのうちの都道府県の分につきましては、都道府県のほうで執行されるというところで交付をされている状況でございます。

**○8番（高橋信広君）**

それは分かっているんですが、福岡県で反映したものは、県というのも市町村に分配すると思うんですが、全く分配はないということですか。

**○財政課長（田中和己君）**

県のほうで直接事業を行われるということです。

**○8番（高橋信広君）**

これについては第2次補正が昨日決定しましたので、倍額、2兆円になりますけど、今のお話を聞くと、こちらが実施計画を出して、その申請に基づいてやるということではなさそうなので、じゃ、頑張ってくださいということにはつながらないような気はしますが、ぜひこの活用を、コロナ対策というのは国のお金を中心にやるべきと考えたこともあって、ちょっと強調させていただきました。

それからもう一つお聞きしたいのが、これは歳入歳出に関わりますけど、16款2項、6目の10,404千円、宿泊税交付金とあります。これが福岡県で決まったこととは承知しておりますが、配分の基準と、使い道が決まっているのかどうか、これについてお聞かせ願います。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

御説明いたします。

今お示しの宿泊税、こちらは昨年7月に県議会のほうで議決されたもので、総事業費が県で1,189,899千円で、そのうちの922,530千円を県のほうが基金として持っておくと。その残りについて、大体266,000千円ほどなんですけど、このうちの50,000千円については県の事業として宿泊に伴う事業をやりますよと。その残りの216,855千円、こちらを福岡県内の自治体に振り分けますという中で、八女市が10,410千円という数字をいただいております。

この算定基準なんですけど、宿泊税は今年4月から始まっております、1泊につき1人200

円を徴収されていると思います。福岡県と北九州市については、そのうちの150円を自分たちの自治体を取り、残りの50円を県に納付すると。ほかの自治体、春日市であるとか八女市とか広川町とか宿泊施設を持っているところは直接それが福岡県に行くということになります。

今回、市に10,410千円来たという理由は、まず、県のほうが八女市にある宿泊施設、グリーンピア八女だったりとか、柚の里、あとキャンプ場ですね、要するにベッドがあって、シーツをしている宿泊のあるところの戸数を算定して、その金額で10,410千円が出ていると聞いております。ですから、ホテルが少ない市町村については金額は少なくなるし、八女市みたいに大きいところは10,000千円以上という大きい金額をいただいているのが算定の基礎となっているところです。

以上です。

#### ○8番（高橋信広君）

もう一つ聞きたかったのは、歳出のほうで7款1項、3目に観光資源魅力向上支援業務委託料というのがありますが、これがこちらに使っていただいているということですよ。

これは、今の宿泊税の使い道が観光に関連したことに限定して使わなければならないのか、その辺の縛り等を含めて、もう一つ、この業務の具体的な事業内容について御説明いただけますか。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

2点目の御質問に回答せずに申し訳ございませんでした。

まず、使い道については県から示されておるものが2点ございます。1点目が令和2年度以降に新たに拡充して行う観光事業、それと2点目は、令和3年度以降にもそれが継続できる事業という形になっております。

令和2年度につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、計画ということで、一応宿泊税ということもありますから、空き家を活用した民泊のための整備を図っていかうと考えております。この宿泊税についてはソフト事業とハード事業と大体両方とも使えますので、古民家を再生して、ファミリーで泊まれるような空き家を使ったホテルができないかということで、それを模索するやつと、そのハード事業ができればと思っておりますが、実は、先ほどからコロナの話が出ておりますけれども、10,410千円来ておりますが、県からの通知では一応内示ですと、ただし、状況によっては変動しますということもございますので、ある程度状況を見ながら、空き家を再生する事業を今年度は手がけていって、それが例えば黒木だったりとか、立花だったりとか、多くのところにつながっていくような事業を今年度は計画として出させていただいているところです。

以上です。



**○8番（高橋信広君）**

以上で終わります。

**○16番（三角真弓君）**

3款民生費の1項社会福祉費で12節の委託料、これは県の補助事業だと思いますけれども、4,680千円、地域における運動習慣定着促進業務委託料ということで計上されておりますけれども、これは具体的にはどういう内容なんでしょうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

地域における運動習慣定着促進事業ということで、県のふくおか健康づくり県民運動の取組の一環として、地域において運動習慣を定着させ、健康寿命の延伸を図ることを目的に運動教室を開催するという事業でございます。

具体的には、高齢者の方にケアランポリンを通いの場というところでつなげられないかというところで考えておまして、今計画しておりますのは、各地域、6地域になりますけれども、そこでケアランポリンを週2回程度継続して体験していただくということをケアランポリン協会というところが取り組んでありますので、そういう団体に委託をして取り組みたいと考えておるところでございます。

**○16番（三角真弓君）**

介護予防の一環としては非常に内容的にはいいと思うんですけども、今このコロナ禍という中で、人が集まるということも、第2波、第3波が心配される中で、今この事業を取り組むこと、高齢者がフレイルというか、虚弱にならないようにしていくことは非常に大事なんですけど、果たしてこれが本当に運営できるかというのをちょっと心配しています。

3密に対する取組とか、そういうことも含め、人がこれで集まるということなので、そういった点ではどういうことに気をつけてしていかれるつもりでしょうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

この事業の実施に当たりましては、確かに新型コロナウイルス感染症の影響がございますので、当然、集いの場とか、そういうところがかなり自粛というところで、今徐々に広がっていったような状況でございます。その中においては、実施の方法におきましては県とも調整をしながら、実施方法については、3密にならないように、新型コロナウイルスの感染が拡大しないように、時期とかも考えまして、十分対策が取れるような状況を取ったところで開催したいと考えているところでございます。

**○16番（三角真弓君）**

その件は分かりました。

それと、7款の商工費ですけど、今回のプレミアム付商品券がかなりいい割合で出ますけれども、これは1人当たり幾らまでとかいう上限が設けられるのかというのと、やはり本当に困っている市民の皆様が幅広くこれが利用できるような、そういう対応というのはどのようにされているのか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

こちらの商品券の販売につきましては、商工会議所、商工会が主たる事業主になっております。打合せをする中で、例年どおりのやり方でやりたいと聞いておりますので、発売につきましてはそちらのほうにお任せをする。ただ、なるべく多くの方に利用していただくように御協力いただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

限度額ですね、1人幾らまでとかいうことでは決まっていないんですか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

各団体と打合せをする段階では、例年どおりですので、お一人の方が100千円、御家族でまたあったと思いますけど、そのやり方でされると伺っております。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

非常に偏った形で販売されるということもあると思うんですね。今回2割増しですので、低所得者層の方たち、どちらかといえば、お金を持った人と言うと申し訳ないんですけど、そういう方が買われる可能性がやっぱり高いんですね。そういう傾向があるのかなというのがありますので、極力そういう部分での周知徹底をしていただきたいということを要望して、質問を終わります。

**○10番（牛島孝之君）**

歳出でお聞きします。

5款労働費、報酬、会計年度任用職員日額報酬、同じく農林水産業費、会計年度任用職員日額報酬、同じように教育費、会計年度任用職員日額報酬、この職員のおおのの数と、一番最後の12ページに書いてあります職員数（71）、この71名が任用職員に該当するのか、どのような業務をさせられるのか、お願いします。

**○人事課長（牛島新五君）**

人数につきましては、71名がこの会計年度任用職員の人員でございますが、まず、50人がこの労働費の緊急短期雇用創出事業での雇用を見込んでいる数字でございます。こちらのことと申し上げますと、事務補助のほか、学校や施設の営繕、草刈りなども含めてですけれど

も、そういった事業を見込んでいるところでございます。その部分だけお答えさせていただきました。

**○10番（牛島孝之君）**

50人は労働費ということで言われました。おのこの労働費、農林水産業費、教育費になっております。この内訳、振り分け、おのこの職員数は当然、再任用職員、会計年度任用職員、決まっておると思いますので、合計は71名でしょう。今のは50名はこうですということと言われました。あとの21名はどこに該当するわけですか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えします。

6款につきましては、1人の方を63日雇用するような計画になっております。中身については、今回、農林業の応援金、そのデータ入力等の事務作業をお願いする予定としております。

以上です。

**○企業誘致課長（仁賀木大助君）**

5款のほうに上げております会計年度任用職員につきましては、先ほど人事課長が申し上げましたとおり50人を予定しておるところでございます。

以上でございます。

**○文化振興課長（久間政幸君）**

教育費につきましては、発掘作業の作業員を入れておまして、1,900人分なんですけど、延べの1,900人分ですので、日数と人数が現場によって変わりますので、二、三か月分を見込んでおります。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

当然、会計年度任用職員ですので、令和2年度予算で出ておりますけれども、これは令和3年3月31日までの任用職員ということで理解してよろしいでしょうか。

**○人事課長（牛島新五君）**

今回上げておりますのは、特に労働費の部分につきましては緊急雇用ということで、主に3か月程度の期間の任用の予定でございます。3月までの予定ではございません。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

任用期間は3か月だけれども、期間としては令和3年3月31日、令和2年度ということで理解してよろしいでしょうか。

**○人事課長（牛島新五君）**

今回の補正で上げている分は3か月程度の分ですけれども、実際は3月末まで任用する人も出てきますので、そういった方も出てくると。ただ、その分につきましては、当初予算のほうで組んでいる部分から支出するという形になろうかと思えます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

それこそコロナということで、正社員、あるいは派遣社員、あるいはフリーランスと、非常に厳しい現状だろうと思えます。言われたように、令和3年3月31日、要するに令和2年度内はこれでいいですけれども、これがいつ終息するか分からないようなコロナであるとなったときに、今後、やっぱりフリーランスとか、さっき言いましたように、派遣、非常に派遣がもてはやされた時期もあります。ところが一番切りやすいわけですよ。だから、八女市として、行政として、今後、これは予算ですのであれですけれども、市長として、今年度、令和2年度はこうですけれども、当然まだまだ財政は厳しい。そうしたときに、やっぱり今後も任用職員ということで多くの人が出てくるだろうと思えます。それは今後どのように考えておられるでしょうか、市長お願いいたします。

**○市長（三田村統之君）**

コロナウイルス感染症に関して失業者が発生するのは一時的なものじゃございません。議員おっしゃるように、今後引き続き3か月で終わるかということ、決してそういうことじゃない。じゃ、来年の令和3年3月31日で終わるかということ、それも見通しがつかないわけでして、状況を見ながらこの会計年度任用職員については努力をしていって、職員に非常に厳しい労働環境にならんように、健康を害しないように、そういう配慮も十分しながら対応はしていきたいと思っております。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

**○6番（田中栄一君）**

1点だけお尋ねします。

教育費のICT支援員業務委託料、これは多分に今回のGIGAスクール構想に基づく関係で教職員のリテラシーを高めるための研修といたしますか、そういう費用だと思えるんですけれども、どういった形で進められるのか。教職員は学習の遅れとか、いろんな中で大変な日々の苦労があると思うんですけれども、そこら辺についてどのようにお考えなのか。

それとあわせて、この業者さん、多分頼まれると思うんですけれども、どの程度の規模でやられるものか、お尋ねいたします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

ここに上げさせていただいておりますICT支援員業務委託料は、GIGAスクールの分とは別の分でございます。

情報活用能力向上事業というのが福島小学校で受けておる事業でございます。プログラミング教育、その先行の研究をしている事業でございます。その中でICTの支援員について1名、今現在入っておるわけですが、実際やってみて、令和元年度からやっている事業ですので、やってみまして、子どもたちの指導、あるいは学校職員のほうのサポート等も含めまして、1人じゃとても足りないという学校からの要望が上がってまいりました。そこで、もう一名増員できないかということで予算を上げさせていただいている分でございます。

以上でございます。

**○6番（田中栄一君）**

ということは、すみません、ちょっと内容があれですけど、GIGAスクールに基づく今回のいろんな部分で、ネットワークが令和元年度に予算化されておりますけど、繰越して今年度事業を進められると思うんですけども、それに付随して教職員のそういった部分の教育というのをどこかでやらないといけないんですが、それについては予算的な措置はどうなっていますか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

それにつきましては、既に契約というか、入ってもらっております。月に3回、支援員の方が各学校に回るようにしております。その来てもらうときに合わせまして研修会を開催して、そして、まずは教職員の方々に1回でも多く触っていただこうと、そこからスタートしようということで考えております。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第55号 令和2年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）に反対の立場で討論します。

先ほどの条例改正と同じ内容で反対するものです。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 令和2年度八女市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

## 日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より議案25件、議員より議案1件の送付を受け、これを受理いたしました。案件及び議案の朗読は省略し、議案26件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。

令和2年第3回八女市議会定例会において、報告3件及び議案9件を御承認いただき、誠にありがとうございます。

今定例会にさらに議案25件を追加提案いたします。

ただいまから提案理由の説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

議案第57号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

本案は監査委員の倉員恒雄氏の任期が本年7月14日をもって満了となりますので、後任の

監査委員として、木下徳臣氏を選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

監査委員は人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、市議会の同意を得て選任することとなっており、任期は4年とされております。

木下氏は、昭和47年に筑後信用金庫の前身である八女信用金庫に入庫され、支店長を歴任後、平成15年には業務部長、平成17年には本店営業部長の要職に就かれました。平成19年からは常勤理事、平成24年からは常務理事として活躍され、平成30年に筑後信用金庫を退職されました。

木下氏は、経営管理に精通され、人格、識見ともに優れ、監査委員として適任であると存じます。

議会におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第58号から議案第81号 農業委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

本案は、現在の農業委員会委員の任期満了に伴い、後任の農業委員会委員を任命することについて市議会の同意をお願いするものでございます。

農業委員会等に関する法律において、「委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て任命する。」とされております。

今回の任命に当たりましては、農業者や農業団体などに対して候補者の推薦依頼を行うとともに、市広報、ホームページで募集を行いました。その結果、定数24人に対しまして、24人の推薦による応募がありました。

任命の要件としまして、認定農業者が委員の過半数を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること及び年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮することなどがございます。

また、農業委員会は、農地法に基づく許認可のほか、担い手への利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組むことなど、地域からの厚い信頼と意見が十分に反映されるよう配慮を必要としており、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くための人材が必要でございます。

24人の方々につきましては、これらの要件を満たすとともに、人格、識見ともに優れており、農業委員会委員として適任であると存じます。

なお、新しい委員の任期は、本年7月20日から3年間でございます。



議会におかれましても、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、栗原吉平議員より提案理由の説明を求めます。

○15番（栗原吉平君）

議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要です。

このことから、国会及び政府において引き続き総合的な過疎対策を充実・強化する政策を推進するとともに、過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるよう、新たな過疎対策法を制定することを求める意見書を提出するものでございます。

議会におかれましても御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

### 日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

議案第57号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第58号 農業委員会委員の任命についてから議案第81号 農業委員会委員の任命についてまで、計24件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決しました。

ただいまから質疑を行います。質疑のある方は、最初に全体についての質疑か、もしくは個別ならば質疑を行う議案番号を言われてから質疑をされますようお願いいたします。

**○10番（牛島孝之君）**

全体についての質疑であります。

以前、農業委員会委員を決めるときには、旧八女市ですけれども、上妻、忠見、川崎という校区で何名となっております。その中で定数を超えれば選挙となっておりますけれども、恐らく今度の農業委員会の24名の方、ホームページにも出ておりますが、ほとんどが自薦だろうと思います。以前は推薦だったと思います。自薦も認めるということで、この前のときはたしか出てある方もおられたと思いますけれども、以前の農業委員会委員選挙というのがどのように改正されたのか。自分でも出たいですよ、あるいは他の方が推薦されて出るという場合に、昔みたいな選挙区割が今でもあるのか、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

**○農業委員会事務局長（松藤洋治君）**

お答えします。

八女市農業委員会委員の選任に関する規則第2条において、3つの選び方を提示しております。1つ目が農業者からの推薦、2つ目が農業者が組織する団体、その他関係者からの推薦、3つ目が一般募集ということで、以前の地区の考え方につきましては現在取っておらないような状況でございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

その場合、当然、自分でなりたいという方がおられた場合、24人をオーバーした場合はどのような方法で24人を決めるわけですか。

**○農業委員会事務局長（松藤洋治君）**

お答えします。

候補者選考委員会という規則を用いまして、1回、2回、3回の選考委員会を経て、最終的な24名を決定する予定で立てておりました。しかし、今回につきましては24名に対して24名の推薦ということで、その選考委員会につきましては開催していない状況でございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今後、自分でなりたいという人が多かった場合に、確かに1回、2回、3回と選考委員会があると。不服な場合、それは不服申立てとかできるわけですか。どう決まっているわけですか。

**○農業委員会事務局長（松藤洋治君）**

選考委員会の規則に基づきまして、最終的には選考のほうを行っていきたいと思っております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

だから、自分もなりたいという異議申立てといたしますか、何かあった場合、不服申立て、それは認められないんですか、認められるんですか。どうなっていますか。

**○農業委員会事務局長（松藤洋治君）**

八女市農業委員会委員等の候補者選考委員会の規則第6条のほうに、会議の議事につきましては出席委員の過半数をもって決しなさいということで書かれておりますので、選考委員会のほうで最終的に決定ということで、異議申立てについてはこの中には書いてありませんが、最終的には選考委員会で決定ということになっております。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

よろしいですか。

**○6番（田中栄一君）**

この選考の中で、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することということであります。以前、議会のほうからの推薦枠をいただいておりますときには女性の方を推薦しておりました。今回の議案につきましては、女性の方が1人ということで、実際に女性委員の登用を目指す中で、後退をしております。

そういうことで、実際にこれは推薦団体とか、そういうもので非常に選考が難しいと思うんですけども、女性委員の登用についてどういう配慮をされてきたのか、そこをお尋ねします。

**○農業委員会事務局長（松藤洋治君）**

お答えします。

農業委員会等に関する法律第8条第7項により年齢、性別に関する部分は配慮義務として位置づけられております。結果的には、今回、女性農業委員につきましては1名の推薦となっておりますが、農業委員会事務局では公募、推薦、その段階で年齢、性別に御配慮いただきますよう各種団体に御審議いただきますよう推進を図っているところでございます。

以上です。

**○6番（田中栄一君）**

今回はこうして24人の方を推薦して議会のほうに同意を求められているわけですが、実質的に女性委員の意見を聞くということも大変重要なことだと思っております。

そういう中で、先の話ですが、今後、やはりこういった女性委員の登用の方法についても、何かそこら辺の仕組みづくりというのを研究されて、次回につなげていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

議案第58号から議案第81号までの議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第81号までの議案につきましては委員会付託を省略することに決しました。

議案第58号から議案第81号までの議案について、一括討論を行います。

討論される方は、最初に討論を行う議案番号を言われてから討論をされますようお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、24件を一括して採決いたします。

議案第58号から議案第81号までの議案24件について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第58号から議案第81号までの議案24件については原案のとおり同意することに決しました。

次に、議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政長に提出いたしますので、御了承願います。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。12日まで予定しておりました議案審議の日程が本日で終了しましたので、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日をもって閉会することに決しました。

これにて令和2年第3回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 石 橋 義 博

八女市議会議員 大 坪 久美子